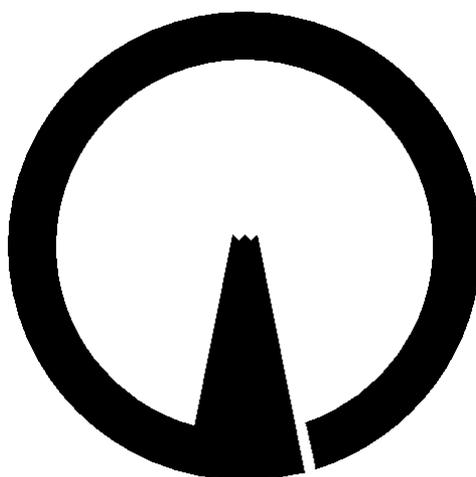


御殿場市行政経営指針

(平成 28 年度～平成 32 年度)



平成 28 年 3 月

御 殿 場 市

目次

1	はじめに	1	頁
2	現状と課題	2	
	(1) 当市の現状と課題			
	(2) 行政サービスの改革に関する国からの要請			
	(3) 更なる改革の必要性			
3	行政経営の基本的な考え方	3	
	(1) 指針の位置付け			
	(2) 計画期間			
	(3) 改革の目標			
	(4) 取組姿勢			
4	改革の基本方針・推進項目	6	
5	改革の推進手法	10	
	(1) 推進体制			
	(2) 「行政経営行動計画」の策定			
	(3) 進行管理の方法			
	(4) 行政経営指針の見直し			
6	用語の解説	11	
7	資料	14	
	(1) 策定の経過			
	(2) 策定に係る意見等への対応			
	(3) 原案諮問に対する答申			
	(4) 行政改革推進審議会委員構成			
	(5) 行政改革推進審議会設置条例			

1 はじめに

当市ではこれまで、昭和 60 年以降 4 期にわたり策定した行政改革大綱に基づき、社会経済情勢の変化に応じて行政改革の取組を進め、一定の成果を得てきました。第 4 期 御殿場市行政改革大綱（平成 22 年度～平成 27 年度）では、「行政運営」から「行政経営^{※1}」への転換に向けて「御殿場型 NPM^{※2}」の構築を図り、職員一人ひとりが市民と真摯に向き合い、市民本位の視点に立った行政サービスを提供することで市民満足の向上を図るとともに、市民の積極的な行政への参画を促進しました。この取組の結果、市民からの市政に対する肯定的な評価の割合が上昇（市民満足度調査（平成 22 年度、平成 25 年度実施））するとともに、職員の「御殿場型 NPM」に対する理解が深まり（職員意識調査（平成 22 年度、平成 24 年度実施））、各分野での取組が行われるなど、行政改革は着実に前進しています。

一方、地方分権改革^{※3}の進展により、地方自治体には財政的な自主自立性の確立と真の住民自治^{※4}の拡充が求められています。当市の現状を見ますと、人口が全国的な傾向と同様に減少に転じる中、扶助費^{※5}等の義務的経費^{※6}は増加傾向にあり、財政規律^{※7}の確保と財政基盤の強化が急務となっています。また市民協働^{※8}のまちづくりを進めるための基礎となる人づくり、組織づくりに取り組んでいますが、より一層の推進が求められています。

このような状況の中、平成 27 年度末に第 4 期 御殿場市行政改革大綱が推進期間の期限を迎え、また平成 28 年度から始まる第四次御殿場市総合計画^{※9}を着実に推進するためにも、新たに改革の方針を示す必要がありました。行政改革に終わりはなく、絶え間なく実施していかなくてはなりません。今後も「行政は市民の暮らしを豊かにするためにある」という基礎に立ち、市民満足度の向上を図るとともに、継続的な行政経営を推進していくためには、以下の 2 つの視点が必要になります。

- ① 安定した財政運営や情報化の推進、適切な定員管理・人材育成に加え、民間企業の経営力・技術力・専門性を取り入れるなど、効率的・効果的かつ継続的に行政サービスを提供するための取組を進め、行政経営の質の向上を図ること
- ② 市民協働のまちづくりの基礎となる人づくり・組織づくりを推進するとともに、情報発信・共有に取り組み、市民と行政の一体感の醸成を図ること

そこで、これまでの行政改革の考え方を踏まえつつも、改めて「行政運営」から「行政経営」への転換を推進していくために、名称も新たに「御殿場市行政経営指針（平成 28 年度～平成 32 年度）」を策定します。

2 現状と課題

（1） 当市の現状と課題

当市では、これまでも行政改革・業務改善の取組を進めてきましたが、なお様々な課題に直面しています。今、御殿場に住む人たちのために、また未来の御殿場に住む人たちのために、これらの課題の解決に取り組み、市民と共に魅力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

現状・課題① 人口減少・少子高齢化

- ・ 当市の人口は平成 24 年をピークに減少傾向に転じている
- ・ 2040 年頃には 86,000 人程度に減少する見通し*（ピーク比△4,600 人）
- ・ 生産年齢人口は 50,000 人を割り込み、高齢化率は 30%超に
⇒ 「人口減少を抑制」し、「人口減少に適応」する 2 つの視点が重要

* 将来推計人口は「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の推計値

現状・課題② 安定した財政運営

- ・ 歳入面では市税収入の安定確保と自主財源の拡充が課題
- ・ 歳出面では扶助費等の義務的経費が増加傾向にある
⇒ 財政基盤の強化・財政規律の確保が必要
- ・ 公有財産の適切な維持・管理及び活用の視点
⇒ 公共施設等総合管理計画^{※10}の策定、正確なコスト情報の把握が課題

現状・課題③ 市民協働・市民参画

- ・ 「公共」は多様な主体が相互に支え合って担うもの
- ・ 市民、事業者等の積極的な協働・参画の促進と、それを支える職員の意識改革・能力向上が課題
⇒ 情報・認識の共有 による市民と行政の一体感の醸成 が鍵

（2） 行政サービスの改革に関する国からの要請

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」等に基づき、総務大臣から「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」が通知されました。これは人口減少・高齢化の進行や、行政需要の多様化、また厳しい財政状況下において、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するために、「情報通信技術の徹底的な活用」や「民間委託等の推進（行政サービスのオープン化）」等を柱とした行政サービスの改革の方向性を提示するものです。

（3） 更なる改革の必要性

行政には常に市民から厳しい目が向けられています。今後も社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、より良い行政サービスを提供していくためには、一層の行政の効率化・合理化を図り、財政基盤の強化を進めるとともに、市民と行政の一体感の醸成に取り組むなど、これまでの行政改革のあり方を継承しつつも、幅広い視野を持った上で継続的に改革・改善に取り組む必要があります。

3 行政経営の基本的な考え方

（1）指針の位置付け

御殿場市行政経営指針は、第四次御殿場市総合計画に定められた将来都市像「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」を実現するために、行政経営の改革に取り組むための指針として位置づけられ、その基本的な考え方を定めます。

（2）計画期間

第四次御殿場市総合計画 前期基本計画の期間を踏まえ、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間を計画期間とします。



（3）改革の目標

改革を進めていく上で基礎となる考え方は、「改革は単に行政のコスト削減だけを目指すものではなく、市民の生活を豊かにするために行う」ということです。資源に限りがある中で将来にわたって持続的に行政サービスを向上させていくためには、業務等の一層の効率化・合理化に取り組まなければなりません。一方で市民と行政が課題・問題や将来の方向性への思いを共にし、市民本位の施策・事業を推進することで、市民の幸福や満足度の向上に取り組むこともまた求められています。

このため行政経営指針では、御殿場市行政改革大綱（平成 22 年度～平成 27 年度）の考え方を継承し、構築された「御殿場型 NPM」を推進し、更なる改革に取り組めます。引き続き職員一人ひとりが市民と真摯に向き合い、市民本位の視点に立った行政サービスを提供することで市民満足度の向上を図り、市民と共に歩む行政経営を推進します。

改革の目標

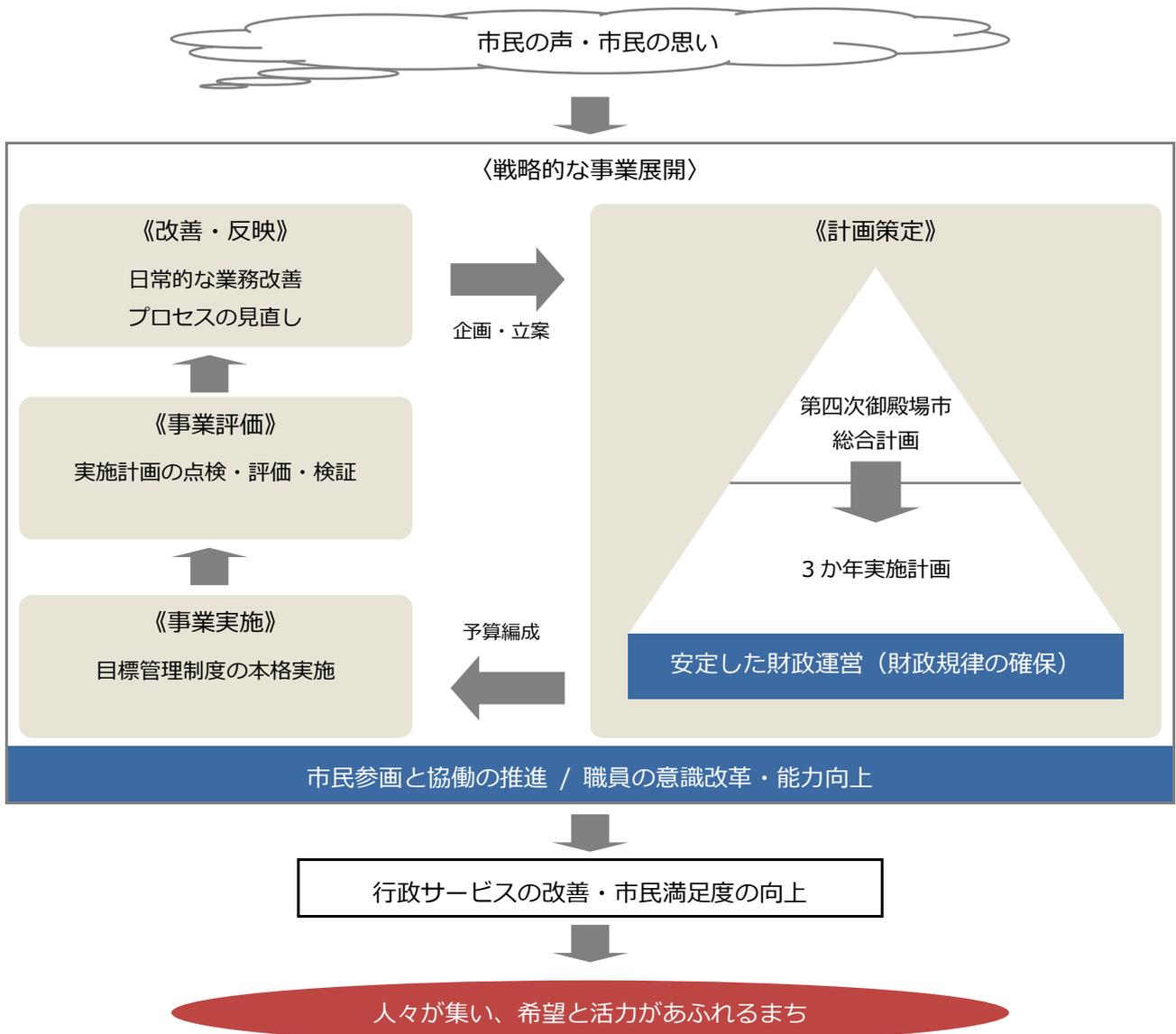
市民と共に歩む行政経営

※『御殿場型 NPM』とは

NPM（New Public Management）とは、「新公共経営」と訳され、行政に民間企業の経営理論・手法等を取り入れ、行政の効率化・合理化を推進するという考え方は。御殿場市では、NPM の特徴の一つである「市民志向^{※11}」に特に注力し、市民協働の推進と職員の意識改革・能力向上を基礎とした市民本位の行政経営のあり方を「御殿場型 NPM」と名付け、実践しています。

「誰のために市役所があり、誰のためにどこを向いて仕事をするのか」「市民が何を求めているのか」ということを常に意識して行政サービスの改善・向上に取り組みます。また安定した財政運営を基盤として、計画策定、予算編成、事業実施、事業評価、改善・反映の各過程が連携して機能するマネジメントを推進していきます。

御殿場型 NPM 体系図



（４）取組姿勢

改革をより効果的なものとするために、以下の 3 点を改革に取り組むにあたって職員が重視すべき項目（取組姿勢）とします。

取組姿勢 1 PDCA の機能充実（展開力の向上）

当市では事務事業の実施にあたって、PDCA サイクルによる管理を行い成果を収めてきましたが、PDCA の各段階においての確認が十分に行われていない状況も一部見受けられます。

改革によって成果を上げて行くためには、目標と結果の対比を行うだけではなく、計画そのもの、また計画、実施、評価、改善の各段階でのプロセスを深く点検・検証することで、展開力の向上につなげ、改革をより実効性の高いものとしていきます。

取組姿勢 2 ミドルアップダウンの推進（組織力の向上）

市民の声を受けて行政経営の改革・改善を進めていくためには、組織としての行政の能力向上に取り組んで行かなければなりません。そのためには「行政とはこうあるべき」という理想を具体的な事務事業に落とし込んでいく手法（トップダウン）と、実際に起こっている問題・課題から改善方法を模索していく手法（ボトムアップ）の双方が重要になります。

このトップダウン・ボトムアップを織り交ぜ、組織の意思疎通を円滑に行うためには、能力のある中堅職員がリーダーシップを発揮し、組織の上下を強く結び付ける役割を果たすことが求められます。

取組姿勢 3 全体最適の視点（資源配分の最適化）

行政は限られた資源を適切に配分することで、効率的かつ効果的に行政サービスを提供していかなければなりません。その際、各部署・組織がそれぞれの事業・施策を充実・改善していくこと（部分最適）は必要ですが、より広い視野を持ち、各組織の事業・施策の効果を見るとともに、優先すべき課題は何かを判断し、全体としての効果が最大となるように資源配分を最適化する必要があります（全体最適）。

各部署・組織において、この「全体最適」の視点で行政経営の改革に取り組んでいきます。

4 改革の基本方針・推進項目

目標である「市民と共に歩む行政経営」を達成するため、2 つの基本方針、7 つの推進項目（大項目）、16 の推進項目（小項目）を定め、改革・改善に取り組んでいきます。

御殿場市行政経営指針の体系図

目標	基本方針	推進項目（大項目）	推進項目（小項目）
市民と共に歩む行政経営	行政経営の質の向上	1 事務事業の改善	1 業務プロセスの改善
			2 事務事業の効率化・合理化
			3 情報通信技術の活用
		2 民間活力の積極的な活用	4 行政サービスのアウトソーシング※12
		3 安定した財政運営	5 計画的な財政運営の推進
			6 財政基盤の強化
			7 分析力の強化
		4 公共施設マネジメント	8 公共施設等総合管理計画の策定
			9 公共施設等の統廃合・再編の検討・実施
		5 定員管理・人材育成	10 適切な定員・組織管理の推進
	11 職員の意識改革・能力向上		
	市民協働のまちづくり	6 市民参画と協働の推進	12 市民協働の担い手の育成・支援
			13 協働のまちづくりの推進
		7 情報・認識共有の推進	14 魅力発信の強化
			15 行政情報の分かりやすく効果的な発信
			16 市民ニーズの把握・分析・反映

基本方針 I

行政経営の質の向上

地方自治体を取り巻く環境が変化を続ける中で、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、行政組織及び事務事業の効率化・合理化を図ると共に、規律ある財政を維持し、適切な組織管理・人材育成を推進するなど、行政経営の質の向上に取り組む必要があります。

ここに掲げる推進項目は「行政の費用対効果を向上させていく取組」です。サマーレビュー※13 を柱とした業務プロセスの改善と職員の更なる意識改革・能力向上により、御殿場型 NPM の着実な推進を図るとともに、事務事業の効率化・合理化・簡素化に取り組みます。また安定した財政運営を推進するとともに、人口減少への適応の視点から、公共施設等の適切なマネジメントの推進、行政サービスのアウトソーシング及び行政組織・人員の適正化に取り組みます。

推進項目 1 事務事業の改善

最小の経費で最大の効果を発揮し、効率的で効果的な行政経営を行うために、各業務プロセスを改善します。また各部署において事務事業の効率化・合理化の取組や、情報通信技術を活用した行政サービスの向上と業務の簡素化・効率化の取組を推進します。

1 業務プロセスの改善

サマーレビューの実施、目標管理制度の本格実施を柱として業務プロセスを改善します。

- ・サマーレビューの実施
- ・目標管理制度の本格実施 など

2 事務事業の効率化・合理化

事務事業の効率化・合理化に取り組み、行政サービスの質の向上を推進します。

- ・公共料金の口座振替による一括支払 など

3 情報通信技術の活用

情報通信技術を活用して行政サービスの向上、業務の効率化を図ります。

- ・コンビニ証明の利用拡大
- ・しずおか電子申請サービスの有効活用 など

推進項目 2 民間活力の積極的な活用

民間事業者・団体等の経営力・技術力・専門性を行政に取り入れ、効率的で効果的な公共サービスの提供を推進します。

4 行政サービスのアウトソーシング

公共施設等の維持管理への民間活力の導入、事務事業の民間委託の可能性を調査し、具体的な取組に繋がります。また、指定管理者制度の効果的な活用を図ります。

- ・定型的業務の民間委託の検討
- ・PFI※14 導入の検討・実施 など

推進項目 3 安定した財政運営

中長期的な視点に立ち、健全かつ安定した財政運営を推進するために、財政規律の確保と財政基盤の強化に取り組みます。また新たな地方公会計制度^{※15}に対応し、事業や施設の正確なコスト情報の把握など分析力の強化を図ります。

5 計画的な財政運営の推進

健全かつ安定した財政運営を実現するために、財政規律の確保に取り組みます。

- ・ 財政規律の確保 など

6 財政基盤の強化

将来にわたり安定した行政サービスを提供していくための基礎として、自主財源の確保など財政基盤の強化に取り組みます。

- ・ 市税収納率の向上 など

7 分析力の強化

統一的な基準に基づく財務書類の作成や、下水道事業の地方公営企業法適用を進め、行政としての分析力の強化に取り組みます。

- ・ 地方公会計の整備促進 など

推進項目 4 公共施設マネジメント

長期的な視点に立った公共施設等の老朽化対策・管理運営・長寿命化及び再編・統廃合を進めるための方針として「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の適切なマネジメントを推進します。

8 公共施設等総合管理計画の策定

「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設マネジメントの方針を示します。

- ・ 公共施設等総合管理計画の策定

9 公共施設等の統廃合・再編の検討・実施

公共施設等の正確なコスト情報を把握して評価し、公共施設等の統廃合・再編・長寿命化等について検討・推進します。

- ・ 市営住宅の適正な維持管理 など

推進項目 5 定員管理・人材育成

行政需要及び行政サービスの変化に対応した定員・組織管理を推進するとともに、職員の意識改革・能力向上及びマナー向上など、人材の育成に取り組みます。

10 適切な定員・組織管理の推進

定員適正化計画（第 5 次計画）^{※16}を策定して、行政需要・総合計画に対応した定員・組織管理を推進します。

- ・ 定員適正化計画（第 5 次計画） など

11 職員の意識改革・能力向上

職員の更なるマナーの向上、マネジメント能力やコーディネート能力等の向上など、効果的な研修を実施します。

- ・ 効果的な職員研修、マナー向上 など

基本方針 II

市民協働のまちづくり

地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限や役割・責任が大きくなっています。行政は市民への説明責任を果たすことが強く求められ、市民には主体的にまちづくりに関わっていくことが求められます。

ここに掲げる推進項目は「市民と行政の一体感を高めていく取組」です。市民参画・市民協働の更なる推進のため、引き続き市民協働の担い手の育成や、職員の意識改革、協働のまちづくりに取り組みます。また市民と行政が思いを共にし、相互に信頼と共感を持ってまちづくりに取り組んでいくことが出来るように、行政情報の分かりやすく効果的な発信を推進し、市民ニーズを市政に反映させる取組を進めます。更に、新たな取組として、市内外に向けた御殿場の魅力発信の強化を図ります。

推進項目 6 市民参画と協働の推進

積極的かつ主体的な市民参画を推進するために、市民活動団体等の育成・支援に取り組み、市民協働意識の啓発を図るとともに、具体的な協働事業の検討・実施を推進します。

12 市民協働の担い手の育成・支援

市民団体等の育成・支援により、市民協働意識の醸成と具体的な取組の基礎づくりを推進します。

- ・市民団体等の育成・支援 など

13 協働のまちづくりの推進

事務事業の協働化の可能性を検討するとともに、既に協働化した事業の実施状況等を検証し、改善に取り組みます。

- ・事業の協働化に向けた取組 など

推進項目 7 情報・認識共有の推進

行政情報を分かりやすく効果的に発信するとともに、市民ニーズの把握・分析を進め、「市民の思い」を市政に反映させていきます。また御殿場の魅力を内外に発信し、多くの人々がまちに愛着と誇りを持って暮らすことが出来るように、シビックプライド^{※17}の醸成やシティプロモーション^{※18}の強化に取り組みます。

14 魅力発信の強化

市内外に向けて御殿場の魅力を発信し、認知度やイメージの向上を図ります。

- ・ふるさと納税制度の活用
- ・移住・定住の促進に向けた取組 など

15 行政情報の分かりやすく効果的な発信

多様な媒体を活用し、行政情報を分かりやすく市民に発信し、行政の透明性の向上を推進します。

- ・積極的な情報発信 など

16 市民ニーズの把握・分析・反映

市民満足度調査など、広く市民の声を伺い、市政に反映させていきます。

- ・市民の声を伺う機会の充実・強化
- ・市民の声を共有する仕組みの構築 など

5 改革の推進手法

(1) 推進体制

① 行政改革推進本部

全庁をあげて改革の推進に取り組むための中心組織として、市長を本部長とする「御殿場市行政改革推進本部」において進行管理を行います。

② 行政改革推進強化のための推進員会議

庁内における改革の取組の推進及び課題解決を図るために、所属長を推進員とする「御殿場市行政改革推進強化のための推進員会議」を置き、改革の推進強化に努めます。

③ 行政改革推進審議会

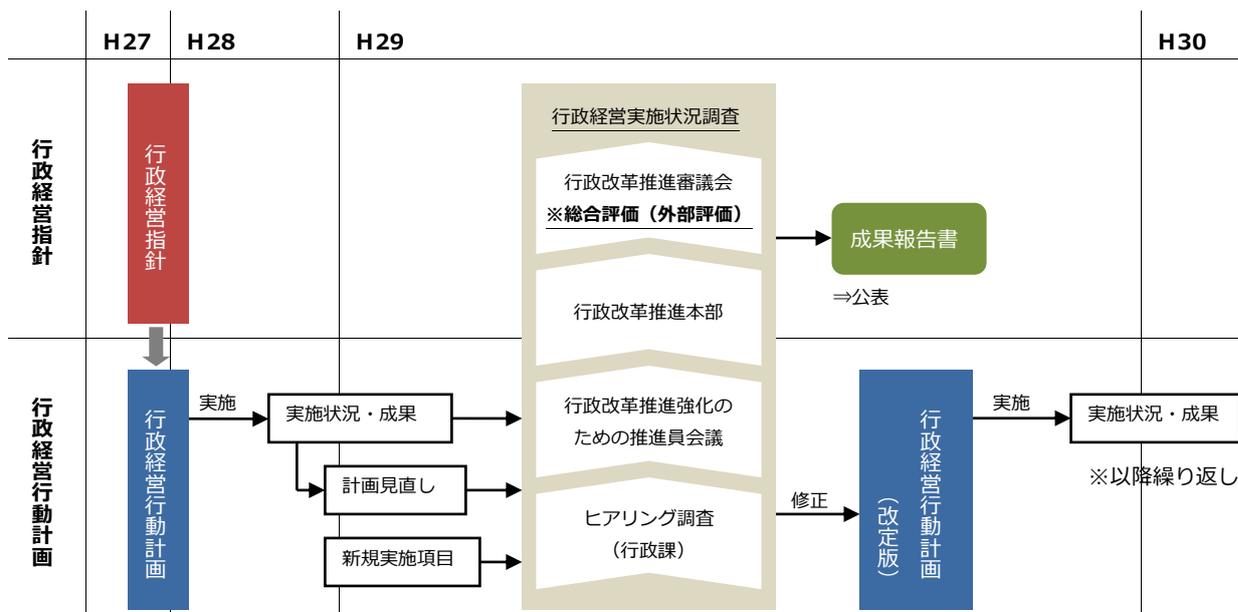
改革の進捗状況及び成果等について意見交換を行うとともに、外部の視点から適正な進行管理を図るべく、市民の代表者により構成された「御殿場市行政改革推進審議会」を置き、意見・提言等をいただきます。

(2) 「行政経営行動計画」の策定

「行政経営指針」を基に、各分野において取り組むべき具体的な実施項目を定めた「御殿場市行政経営行動計画」を策定します。

(3) 進行管理の方法

行政経営指針及び行動計画の毎年度の進捗状況及び成果は、行政改革推進本部及び行政改革推進強化のための推進員会議において検証・協議を行った後に、行政改革推進審議会において外部評価として総合評価を行います。結果は「成果報告書」としてまとめ、市ホームページ等を通じて公表します。



(4) 行政経営指針の見直し

社会経済情勢や進捗状況を考慮し、必要に応じて行政経営指針の見直しを行います。

6 用語の解説

※1 行政経営

従来のように「行政を運営する」という考え方ではなく、住民を顧客と考え、その満足度の向上を施策の基準に置くなど、民間企業の経営手法や考え方を導入して「行政を経営する」ことを目指すもの。

※2 御殿場型 NPM

NPM（New Public Management、新公共経営）とは、行政に民間企業の経営理論や経営手法を取り入れ、行政の効率化・合理化を推進するという考え方のこと。「御殿場型 NPM」とは、NPM の特徴の一つである「市民志向」に特に力を入れた、市民本位の行政経営をいう。

※3 地方分権改革

住民に身近な行政はできる限り地方自治体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指す改革。

近年の地方分権改革の状況は、第 5 次地方分権一括法が平成 27 年 6 月に公布され、事務・権限移譲が進められるとともに、真の住民自治の拡充と財政的な自主自立性の確立に重点が置かれることとなった。

※4 住民自治

自治体の行政が、住民の意思と責任に基づいて処理されること。地方分権改革の進展に伴い、住民が積極的かつ主体的に自治体の政策形成過程へ参画し、協働を推進するなど、住民自治の拡充が求められている。

※5 扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等の被扶助者に対する支援に要する経費。高齢化の進展に伴う自立支援給付費の増加や、生活保護扶助費の増加、子ども手当の創設等により、扶助費額またその歳出に占める割合は年々増加している。

※6 義務的経費

市の歳出のうち、支払いが義務的で任意には削減できないもの。特に人件費、扶助費、公債費を義務的経費と言う。これらの経常的に支出される経費が多いほど、新規事業の展開が難しくなるなど、財政の弾力的運用に困難が生じることになる。（財政構造の硬直化）

※7 財政規律

自治体の財政を秩序正しく運営するための考え方で、収支の均衡が保たれていることを正しいとする。地方財政健全化法の健全化判断比率とは別に独自の財政指標の目標値（ガイドライン）を定め、その達成に向けて歳出削減、市債発行の抑制等に取り組むことで財政規律の維持・確保を図る自治体もある。

※8 市民協働

市民、地域自治組織、市民活動団体・NPO 法人、企業、行政など、御殿場市を構成する様々な主体が、まちづくりの理想と志を共有し、地域の課題や公共的な課題に協力して取り組むこと。

（「御殿場市市民協働型まちづくり推進指針」より抜粋）

※9 **第四次御殿場市総合計画**

総合計画とは、総合的かつ計画的な行政の運営を推進するために定めるもので、市政運営の基本方針となるものであり、以前は地方自治法第 2 条第 4 項（現在は削除）において基本構想を定めることが義務付けられていたが、国の地方分権改革推進計画に基づき地方自治法が一部改正（平成 23 年）され、策定義務はなくなり、地方自治体の独自判断に委ねられている。

第四次御殿場市総合計画は、当市のまちづくりの基本的な指針として平成 27 年 10 月に策定されたもので、平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）が計画期間となる。総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成され、基本構想では将来都市像を「緑きらきら、人いきいき、交流都市 ごてんば」と定め、その実現に向けて各種施策・政策を実施することとしている。

※10 **公共施設等総合管理計画**

公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するために定める計画。

総務大臣から通知された「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」では、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、公共施設の状況を把握するとともに、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などに計画的に取り組むことを要請している。

※11 **市民志向**

市民の立場に立って考え、行動すること。NPM の特徴の 1 つであり、御殿場型 NPM では特にこの点に力を入れている。

※12 **アウトソーシング**

本来行政が行うべき事務事業の民営化・民間委託等を行うこと。主に以下の点を目的として実施される。

- ①専門性の高い外部組織の技術力の活用
- ②行政組織の肥大化の抑制、重点事業への人的資源の集中
- ③行政の経費節減とサービス向上の両立

総務大臣から通知された「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」では、地方行政サービス改革の推進に関する主要事項として掲げられており、民間委託等の推進や指定管理者制度の活用等が提示されている。

※13 **サマーレビュー**

夏期に行う事業評価・見直しのこと。御殿場市では平成 27 年度に試行実施している。平成 28 年度以降は、前年度までの事業の見直しを行い、事業の削減や実施方法を検討する機能としての再構築を目指す。

※14 **PFI (Private Finance Initiative)**

公共施設等の建設・維持管理・運営等に民間の資金・経営力・技術力を導入していく手法で、行政が直接実施するよりも効果的かつ効率的に質の高い公共サービスを提供することを目指すもの。

※15 **新たな地方公会計制度**

現在の地方公会計が採用している現金主義会計からは分かり難いコストやストック情報を把握し、財政のマネジメント強化を目的として統一的な基準に基づく財務書類等の作成を進め、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保 を促進するもの。

総務大臣から通知された「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」では、原則として平成 29 年度中に新たな公会計制度への対応が求められている。

※16 **定員適正化計画（第 5 次計画）**

適切な職員の総数を管理し、かつ全体として最も効率的になるように職員を配置し、市民の多様な要望や需要に対応できる体制を構築することを目的として策定する計画。当市では平成 28 年 4 月 1 日までを期限とする第 4 次計画が終了し、平成 28 年度中に第 5 次計画の策定を予定している。

※17 **シビックプライド**

自分の住んでいるまち、働いているまちなど自分が関わっているまちに対して誇りや愛着を持ち、まちを構成する一員としてより良い場所にするための取組に関わろうとする当事者意識のこと。

（「第四次御殿場市総合計画 前期基本計画」より抜粋）

※18 **シティプロモーション**

まちの魅力を市内外に広く伝えることにより、知名度・地域イメージの向上、交流人口・定住人口の増加や産業振興・観光振興等を図るもの。

◎御殿場市行政経営指針策定の経過

日付	会議名	内容
27 6	—	行政改革大綱及び同行動計画の最終評価の実施
9 15	第1回推進員会議	行政改革大綱及び同行動計画の最終評価の検証・協議
10 8	第2回推進員会議	新たな行政改革に関する計画(事務局案)の提示・協議
13	第1回本部会	行政改革大綱及び同行動計画の最終評価の結果を報告 新たな行政改革に関する計画(事務局案)の提示・協議
28	第1回審議会	行政改革大綱及び同行動計画の最終評価の結果を報告
11 6	第3回推進員会議	新たな行政改革に関する計画の骨子(案)について協議
24	第2回本部会	新たな行政改革に関する計画の骨子(案)について協議
12 7	第2回審議会	新たな行政改革に関する計画の骨子(案)について審議
18	第4回推進員会議	新たな行政改革に関する計画(素案)について協議
28 1 8	第3回本部会	新たな行政改革に関する計画(素案)について協議し、素案を決定 →計画の名称を「御殿場市行政経営指針」とすることを決定
18	パブリックコメント	行政経営指針(素案)について、パブリックコメントを実施 市HPや同報無線での周知、報道への投げ掛け等を行う →1/18～2/2を期間として実施したが、市民からの意見はなかった
2 15	議員懇談会	行政経営指針(素案)について、議員懇談会で報告し、質疑応答
22	部長連絡会	行政経営指針(原案)を協議し、原案を決定
22	第3回審議会	【諮問】市長から審議会に対して、行政経営指針の策定について諮問 行政経営指針(原案)について審議
3 16	第4回審議会	行政経営指針(原案)について審議 諮問に対する答申(意見・提言)について検討し、決定
28	第5回審議会	【答申】審議会から市長に対して、行政経営指針の策定について答申 →行政経営指針(原案)を概ね妥当であるとし、付帯意見として6項目 について特に留意するよう意見・提言を受ける
31	—	「御殿場市行政経営指針(平成28年度～平成32年度)」を策定(市長決裁)

【略称について】

- ・本部会 = 御殿場市行政改革推進本部における会議
- ・推進員会議 = 御殿場市行政改革推進強化のための推進員会議
- ・審議会 = 御殿場市行政改革推進審議会
- ・パブリックコメント = みんなの声を活かす意見公募
- ・行政改革大綱 = 御殿場市行政改革大綱(平成22年度～平成27年度)…前回策定の計画
- ・行政経営指針 = 御殿場市行政経営指針(平成28年度～平成32年度)…今回策定の計画

◎御殿場市行政経営指針策定に係る意見等への対応

1 新たな行政改革に関する計画の名称について

Q.(現行の「行政改革大綱」と当初案の「行政改革プラン」の名称について)

【推進員会議での意見】

- ・「行政改革」という言葉に縛られるのではなく、「市民満足度向上宣言」の様な形でも良いのでは。

【本部会での意見】

- ・「行政改革プラン」では、若干寂しい感じがする。

Q.(次に提示した「行政改革指針」について)

【本部会での意見】

- ・「行政改革指針」ではなく、「行政経営指針」の方が市民に受け入れられやすいのではないか。
- ・十数年前から「行政改革」という言葉を使い続けており、「いつまでやっているのか」という印象。

【審議会での意見】

- ・行政運営から行政経営への転換をより明確にするためにも、「行政経営指針」とすべきでは。

A.計画の名称を「御殿場市行政経営指針(平成28年度～平成32年度)」とする。

2 行政経営指針の目標について

Q.(当初案の「市民満足度の向上を図り、市民と共に歩む行政経営を目指す」について)

【本部会での意見】

- ・「市民満足度の向上を図り」という部分が先に出てしまうのはおかしいのでは。(順序が逆)

【審議会での意見】

- ・「市民満足度の向上」を前面に打ち出すのはおかしい。あくまでも付随するもの。
- ・行政改革大綱では「～行政経営の実現」としており、既に構築されたものであるのに、次期計画でも「目指す」としてしまふのは、後退している印象を受ける。

A.指針の目標を「市民と共に歩む行政経営」とする。

3 行政経営指針の基本方針及び推進項目について

Q.(「基本方針Ⅰ 行政経営の質の向上」について)

【推進員会議での意見】

- ・どのように市民満足度を向上させていくのか、という具体的手法を盛り込むべきでは。

A.項目としては盛り込まないが、当然、市民満足度の向上を意識した行動計画とする。

【本部会での意見】

- ・職員の意識改革・能力向上についてはこれまでも継続的に取り組んできた項目であるため、「更なる」の様に言葉を加えてはどうか。

A.「職員の更なる意識改革・能力向上」を目指すとした。

【審議会での意見】

- ・「行政経営の質の向上」の項目には、効率性や合理性を求める項目が不足している。

A.推進項目に効率性・合理性を求めるための「事務事業の効率化・合理化」を設ける。

◎御殿場市行政経営指針策定に係る意見等への対応

Q.（「基本方針Ⅱ 市民協働のまちづくり」について）

【推進員会議での意見】

- ・次期計画では市民協働を前面に出していくべき。
- ・今後もっとも重要となるのは、御殿場の魅力を如何に広く伝えるのかという部分（魅力発信）。
→魅力発信の強化について、推進項目を設けて特色付けてもよいのでは。
- ・市民が最も喜ぶことは、御殿場の知名度が上がること。職員の接客能力だけでなく、知名度向上に関する取組も必要では。

A.「魅力発信の強化」を推進項目として設け、シティプロモーションの推進やシビックプライドの醸成に取り組むとした。また、市民協働に行政としても積極的に取り組んで行く旨を示した。

【本部会での意見】

- ・年頭訓示の中でも述べられていたが、「市民と一体的に」という言葉を盛り込んでどうか。

A.市民協働のまちづくりを、「市民と行政の一体感を高める取組」であると規定した。

【審議会での意見】

- ・市民協働については、御殿場市では「導入期」の段階であり、市民の自発的で活発な取組を促して行くこと（きっかけ作り）に工夫が必要では。⇒行政が主導的な役割を果たす必要あり。

A.市民協働の基礎となる人づくり、組織づくりに積極的に取り組み、市民協働意識の啓発に努めて行く。（実際の取組において工夫が必要）

4 行政経営指針及び行動計画の運用について

Q.（行政経営指針及び行動計画の運用に関する事項について）

【審議会での意見】

- ・行動計画の策定にあたっては、評価指標を設定し、数値目標を立て、進捗状況や成果等の評価を行うべき。可能であれば、改革・改善による削減額を示した方が分かりやすい。
- ・改革・改善の取組については、他市町の事例等を調査し、良い部分を活用する（ベンチマーキング）が必要。
- ・「改革疲れ」にならない様に、評価・検証等の方法を工夫することが必要。

A.行動計画の個別の実施項目毎に評価指標(KPI)を設け、年度毎に目標値を設定し、その達成を目指す形に変更する。

A.削減額等については、「実績」で示すことが出来るものは示したい。（目標は立てない。）

A.常に他市町、国や県の動向を把握し、指針及び計画を適宜見直し、対応していく。

平成28年3月28日

御殿場市長 若林洋平様

御殿場市行政改革推進審議会
会長 本崎 肇

御殿場市行政経営指針について(答申)

平成28年2月22日付け27御企行第2382号にて諮問のありました御殿場市行政経営指針原案について、慎重に審議を行い意見集約しましたので、次のとおり答申します。

答 申

御殿場市行政経営指針原案を、概ね妥当であると判断します。

なお、答申にあたり、本審議会として下記のとおり意見を申し添えます。

記

- 1 前期計画「行政改革大綱」から「行政経営指針」へ名称変更することに鑑み、経営的観点をより重視するとともに、積極的な民間活力の導入に努められたい。
- 2 人口減少・少子高齢化という課題解決のため、本指針のみならず、総合計画を含めた他の行政計画との整合を図り、市を挙げて戦略的な取組を進められたい。
- 3 魅力発信の強化については、御殿場の豊かな資源を活用し、個性、強みを生かせるよう積極的に仕掛けの工夫をし、各分野の人材との連携にも努められたい。
- 4 市民協働については、単なる支援ではなく、より気運を盛り上げる展開を主導して推進されたい。
- 5 他自治体・企業等の動向分析、また法制の変更などに迅速に対応できるよう内部体制の強化、職員的能力向上を図っていただきたい。
- 6 行動計画の策定に当たっては、明瞭で具体性のある実施項目、適切な評価指標を設定されたい。また、その推進においては、目標達成に向けたマネジメントを着実に実行されたい。

第 4 期 御殿場市行政改革推進審議会 委員名簿

(敬称略)

番号	会役職	区 分	氏 名	備 考
1	会 長	知識経験者	本 崎 肇	元市議会議長、中小企業診断士、 特定社会保険労務士
2	副会長	知識経験者	野 木 裕 次	元市職員
3	委 員	知識経験者	勝 間 田 美 佐 子	御殿場市民生委員児童委員
4	委 員	民間企業	鈴 木 和 宏	御殿場企業懇談会 会長
5	委 員	公共的団体	高 橋 鉄 也	御殿場農業協同組合 総務企画部長
6	委 員	公共的団体	勝 亦 敦 志	御殿場青年会議所 前理事長
7	委 員	公共的団体	勝 間 田 和 子	御殿場市婦人会連絡協議会 委員長
8	委 員	公共的団体	渡 邊 恵 子	市民協働型まちづくり推進協議会 会長 NPO法人エコハウス御殿場
9	委 員	公 募	清 水 ミ ツ エ	主婦(平成 14 年に千葉市から転入)
10	委 員	公 募	杉 山 正 治	元小・中学校校長

(任期:平成 27 年度～平成 28 年度)

御殿場市行政改革推進審議会設置条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した、簡素で効率的な市政のあり方について、広く市民の意見又は提言を求めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、御殿場市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議すること。
- (2) 市の行政改革の推進状況について提言等を行うこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識と経験を有する者
- (2) 民間企業に属する者
- (3) 公共的団体に属する者
- (4) 公募による者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

御殿場市行政経営指針

(平成 28 年度～平成 32 年度)

平成 28 年 (2016 年) 3 月

《発行》

御殿場市 企画部 行政課 (行政管理・統計スタッフ)

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 483 番地

TEL 0550-82-4349 FAX 0550-84-1661

MAIL gyosei@city.gotemba.shizuoka.jp